

令和 7 年度 大阪狭山市下水道事業経営審議会（第 2 回）



令和 8 年 2 月 2 日

水政策部

目次

1. 令和7年度大阪狭山市下水道事業の進捗状況及び
令和8年度大阪狭山市下水道事業会計予算について
2. その他
 - (1) 大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第3期）について
 - (2) 下水道管路施設のマネジメントについて

1. 令和7年度大阪狭山市下水道事業の進捗状況及び 令和8年度大阪狭山市下水道事業会計予算について



(1) 老朽化対策

⇒ストックマネジメント計画



(2) 地震対策

⇒大阪狭山市下水道総合地震対策計画



(3) 浸水対策

⇒三津屋川（雨水）幹線改築工事計画



(4) 経営の健全化

⇒大阪狭山市下水道事業経営戦略

(1) 老朽化対策 (ストックマネジメント計画) 1/2

[概要] 標準耐用年数 (50年) を超えた管を単純に改築するわけではなく、
 施設の重要度に応じて定めた頻度により、計画的に下水道管の点検・調査を実施。(50年経過した管きよの点検・調査は100%達成)
 その調査結果をもとに、下水道管の健全度評価を行い、実施計画期間を5カ年として、対策が必要な下水道管の改築を実施中。

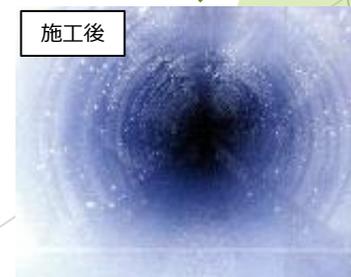
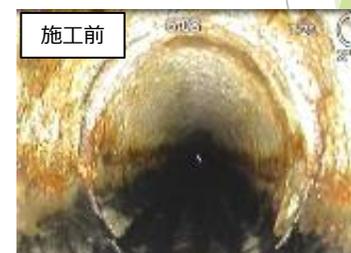
表1 下水道管の点検・調査頻度

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準
汚水管きよ、汚水マンホール、汚水マンホール蓋 (腐食性環境：重要な幹線)	点検：5年に1度 調査：10年に1度または、点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
汚水管きよ、汚水マンホール、汚水マンホール蓋 (一般環境：重要な幹線)	点検：5年に1度 調査：20年に1度または、点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
汚水管きよ、汚水マンホール、汚水マンホール蓋 (一般環境：その他の管路)	点検：20年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
雨水管きよ、雨水マンホール、雨水マンホール蓋	点検：20年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施

表2 健全度評価(緊急度判定)

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合
Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満に延長できる
Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる
劣化なし	-	-

緊急度Ⅰ、Ⅱの判定箇所は、
 改築工事を実施
 (実施計画期間5カ年ごと)



テレビカメラ搭載車
(下水道管内詳細調査)



下水道管内の状況

下水道管更生工事 (施工前後)

下水道ストックマネジメント計画より抜粋

(1) 老朽化対策（ストックマネジメント計画） 2/2

○ 改築工事の進捗率は下図のとおり

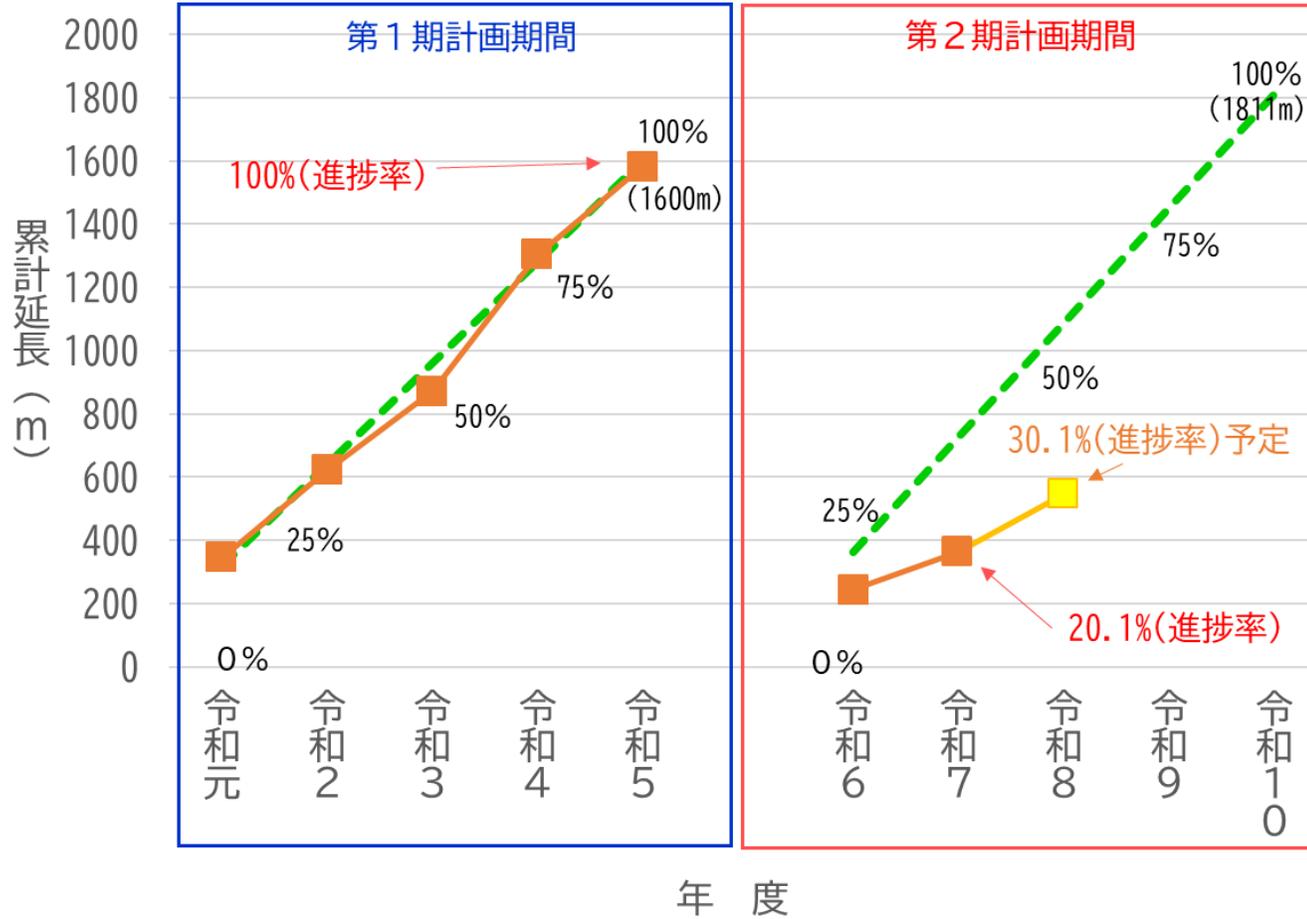


図1 下水道管改築工事の進捗率

--- 計画延長 (累計)
■ 実績延長 (累計)
 % 計画進捗率
 黒字: 計画
 赤字: 実績

表3 計画値と実績値(第2期計画期間)

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
計画値 (累計延長) 単位:m	362.2 (362.2)	362.2 (724.4)	362.2 (1,086.6)	362.2 (1,448.8)	362.2 (1,811.0)
実績値 (累計延長) 単位:m	243.6 (243.6)	120.8 (364.4)	180.8 (545.2)		
進捗率 単位:%	13.5	20.1	30.1 (予定)		

- ・ 令和7年度の進捗率は、20.1%になる見込み。
- ・ 5年計画の2年目のため、計画進捗率40%に対して、遅延している。
- ・ 国交付金の内示率の低下の影響。
- ・ 令和8年度は、当初予算ベースで進捗率30.1%になる見込み。
近年の物価上昇により、必要な計画延長分の予算が確保できていない状況である。

(2) 地震対策（下水道総合地震対策計画）

[概要] 本市の重要な幹線（汚水：L=40.7km）を対象に耐震診断を実施し、耐震性の不足する箇所の耐震化工事を実施。

- ・重要な幹線とは…幹線管渠、緊急輸送路下部の管路、防災拠点からの排水を受ける管路など。
- ・耐震化の対象…耐震診断結果より、マンホールの耐震化工事を実施。
- ・5カ年を実施計画期間とし、15年（短期、中期、長期計画）で計画的に耐震化工事を実施中。

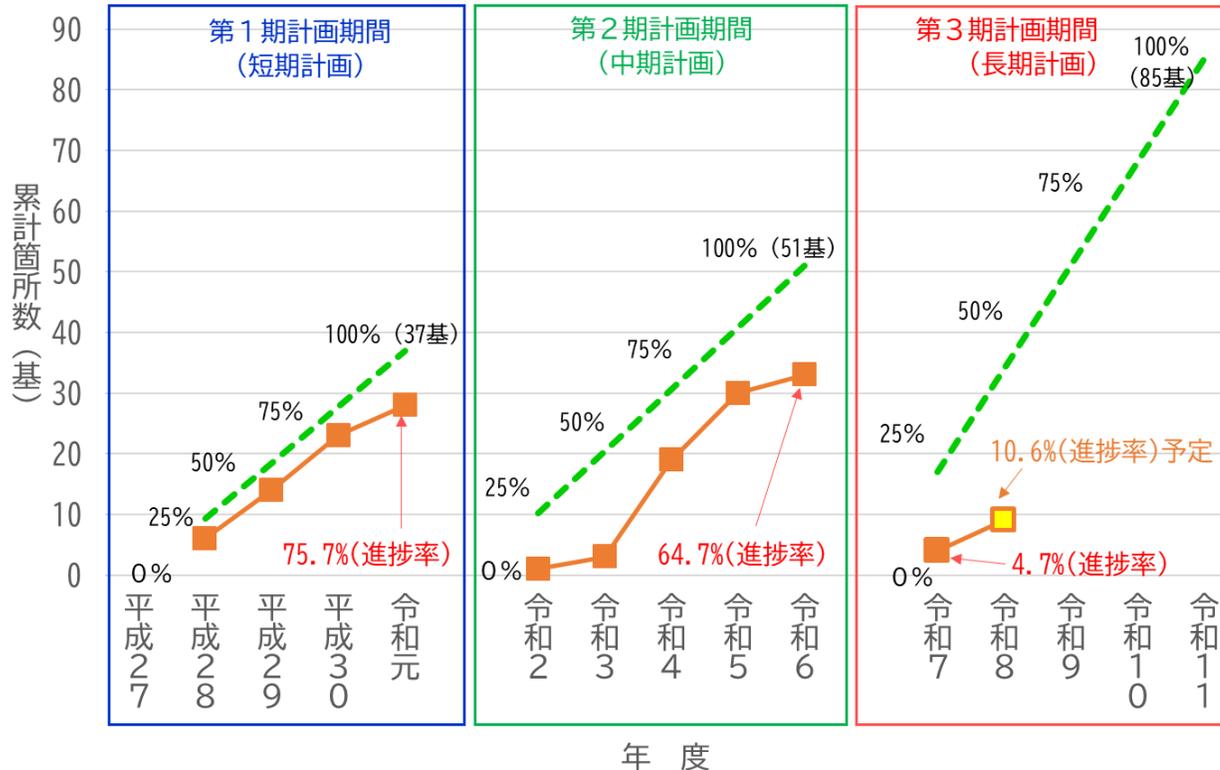
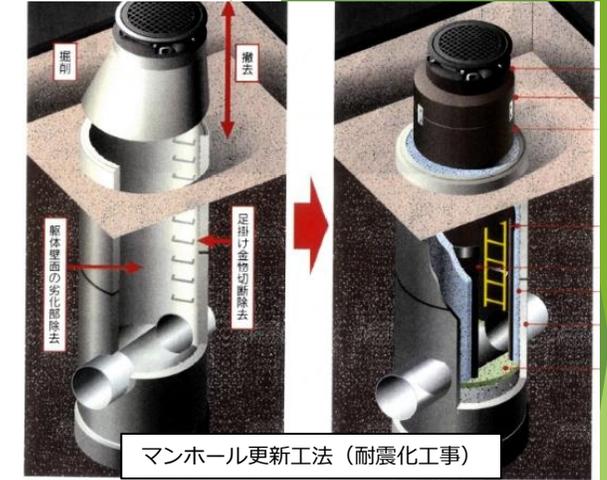


図2 マンホール耐震化工事の進捗率



- 計画箇所数 (累計)
- 実績箇所数 (累計)
- % 計画進捗率
- 黒字：計画
- 赤字：実績

表4 計画値と実績値

年度	令和6(第2期までの実績)	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画値 (累計箇所数) 単位:基	51	17	17	17	17	17
実績値 (累計箇所数) 単位:基	33	4	5			
進捗率 単位:%	64.7	4.7	10.6 (予定)			
備考	※計画値(箇所数)は仮 (令和7年度耐震診断結果による)					

- ・令和7年度耐震診断結果がまだのため、計画値、進捗率ともに仮。
(今年度、耐震指針の改定があり、作業が遅れている)
→ 診断結果が整い次第、計画値等の見直しを行う。

(3) 浸水対策（三津屋川（雨水）幹線改築工事計画） 1/2

[概要] 供用開始から50年以上が経過しており、老朽化が顕著にみられる三津屋川幹線の改築工事。（下水道ストックマネジメント計画）

現在施工中の断面は、幅4.0m×2.5m

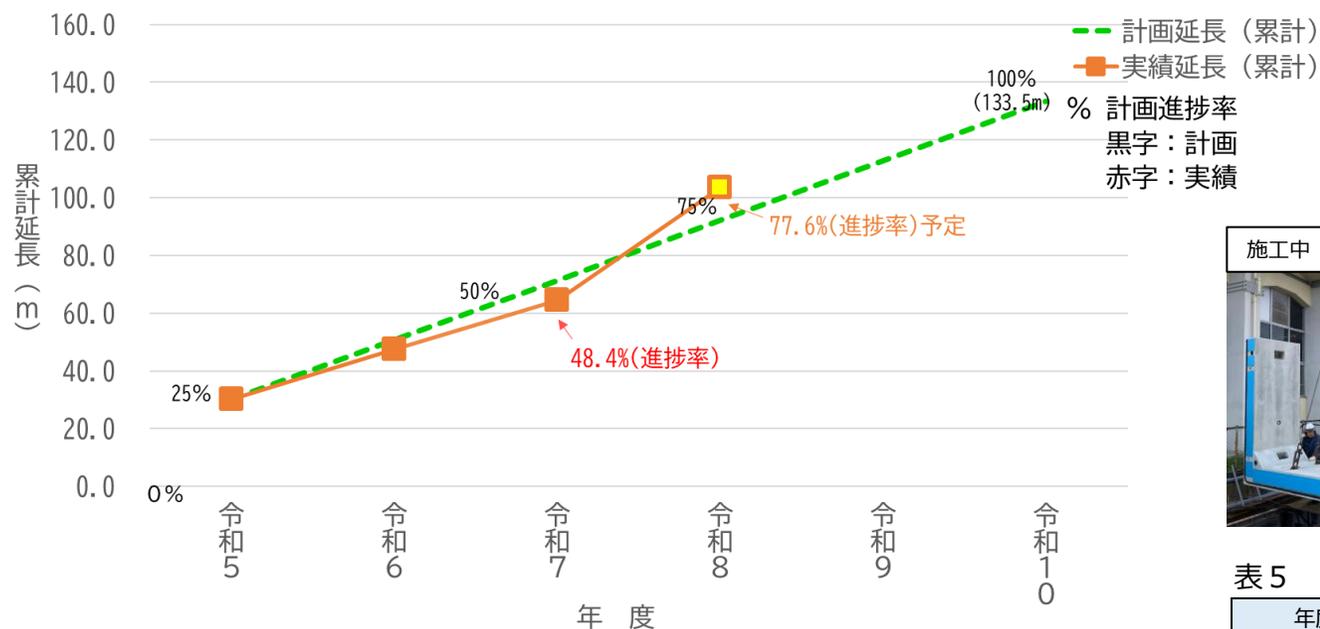


図3 三津屋川幹線改築工事の進捗率

- 進捗率は、令和7年度発注工事で、48.4%。
6年計画の3年目のため、計画進捗率50%に対して、概ね計画通り。
- 令和8年度発注での進捗率は、77.6%と計画進捗率66.7%を若干上回る見込み。



表5 計画値と実績値

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
計画値 (累計延長) 単位:m	30.2 (30.2)	20.6 (50.8)	20.6 (71.4)	20.7 (92.1)	20.7 (112.8)	20.7 (133.5)
実績値 (累計延長) 単位:m	30.2 (30.2)	17.3 (47.5)	17.1 (64.6)	39.0 (103.6)		
進捗率 単位:%	22.6	35.5	48.4	77.6 (予定)		
備考	※年度は、発注年度(債務工事)					

(3) 浸水対策（三津屋川（雨水）幹線改築工事計画）

2/2

○ 全体計画について

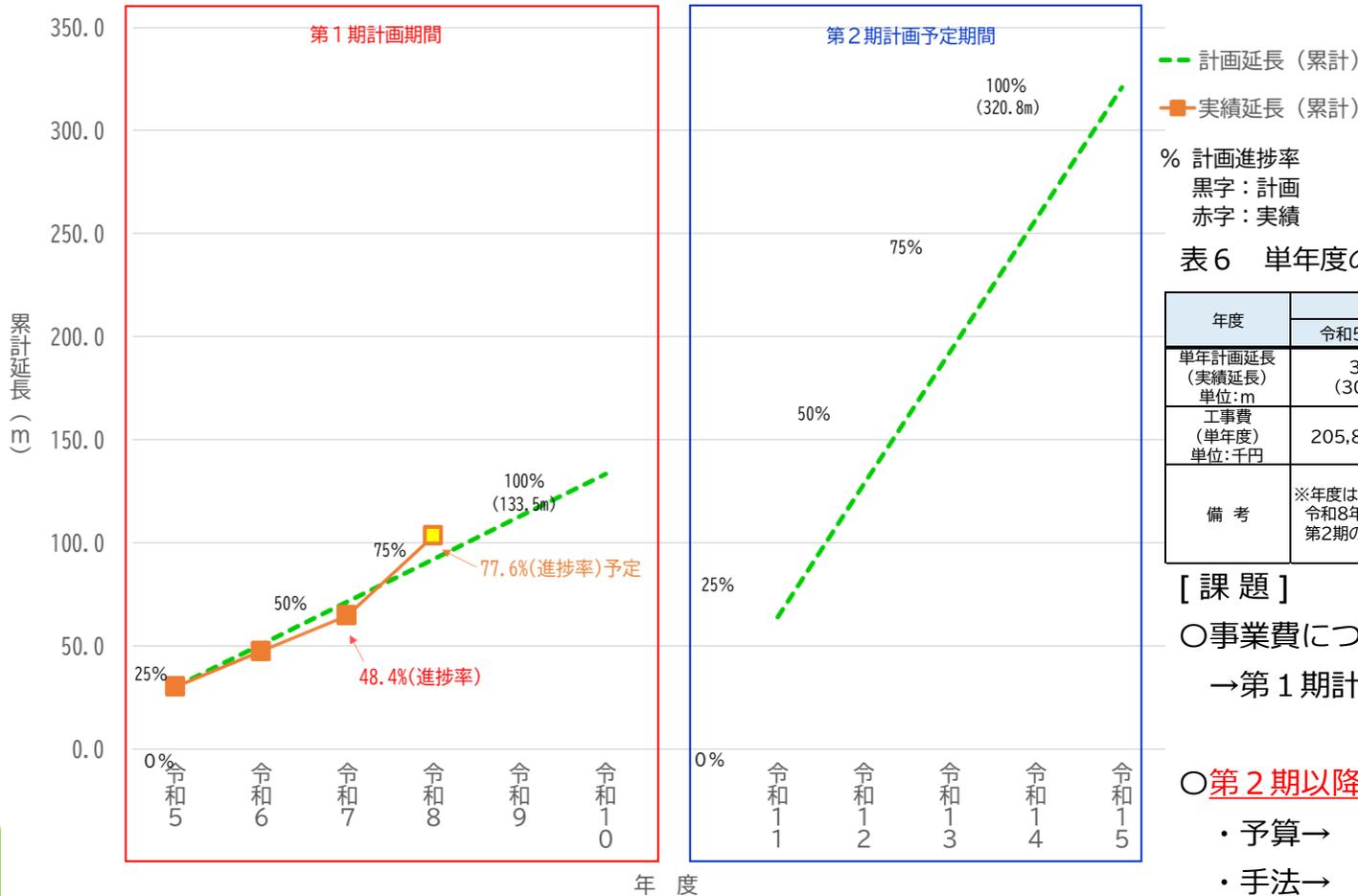


図4 改築工事の進捗率

- - - 計画延長（累計）
—■— 実績延長（累計）
 % 計画進捗率
 黒字：計画
 赤字：実績

表6 単年度の計画延長と工事費

年度	第1期						第2期				
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
単年計画延長 (実績延長) 単位:m	30.2 (30.2)	20.6 (17.3)	20.6 (17.1)	20.7 (39.0予定)	20.7	20.7	64.2	64.2	64.2	64.2	64.0
工事費 (単年度) 単位:千円	205,841	99,899	117,331	150,000	150,000	150,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
備考	※年度は、発注年度(債務工事) 令和8年度は、スパン割の関係から39.0mを予定 第2期の工事費は、計画延長からの割合						第2期以降は検討中の内容				

[課題]

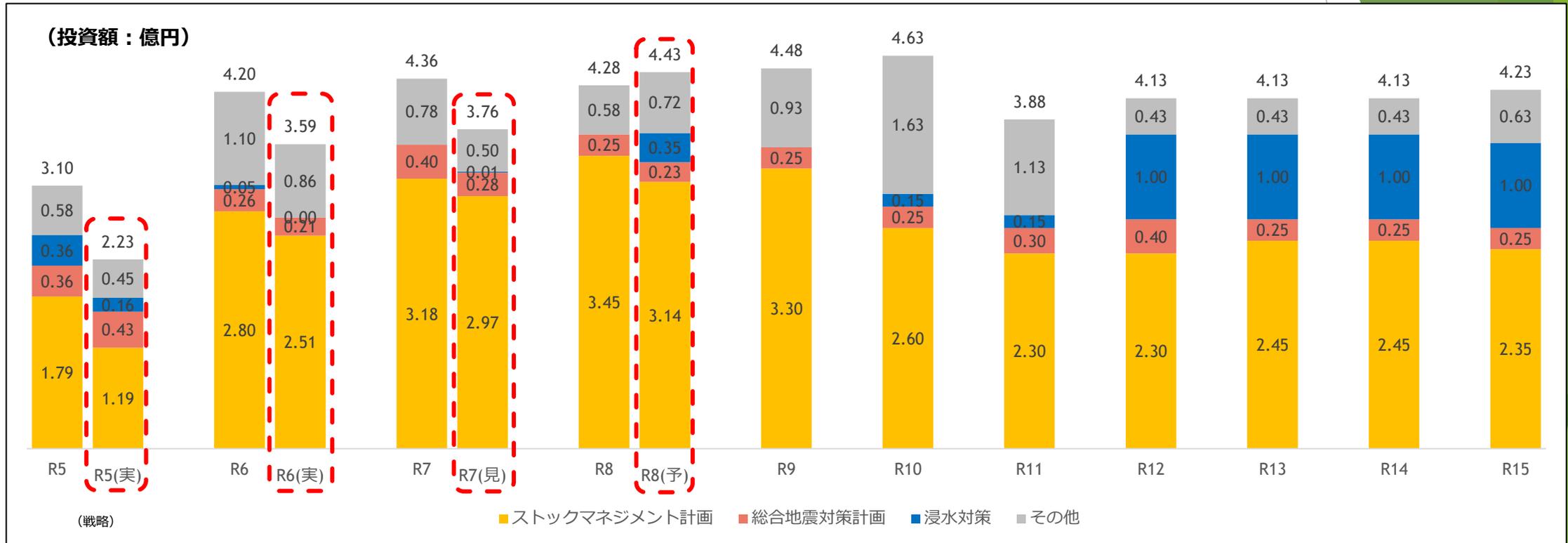
○事業費について

→第1期計画期間は、継続して予算確保を目指す。

○第2期以降の計画は、継続して検討が必要である。

- ・ 予算 → 単年度の **投資可能額の設定**
- ・ 手法 → **効果的、効率的な手法**
- ・ **優先順位の設定** → 全体延長 L = 2,569.7mのうち老朽度、社会的影響度などを勘案して設定。

【今後の事業計画について】



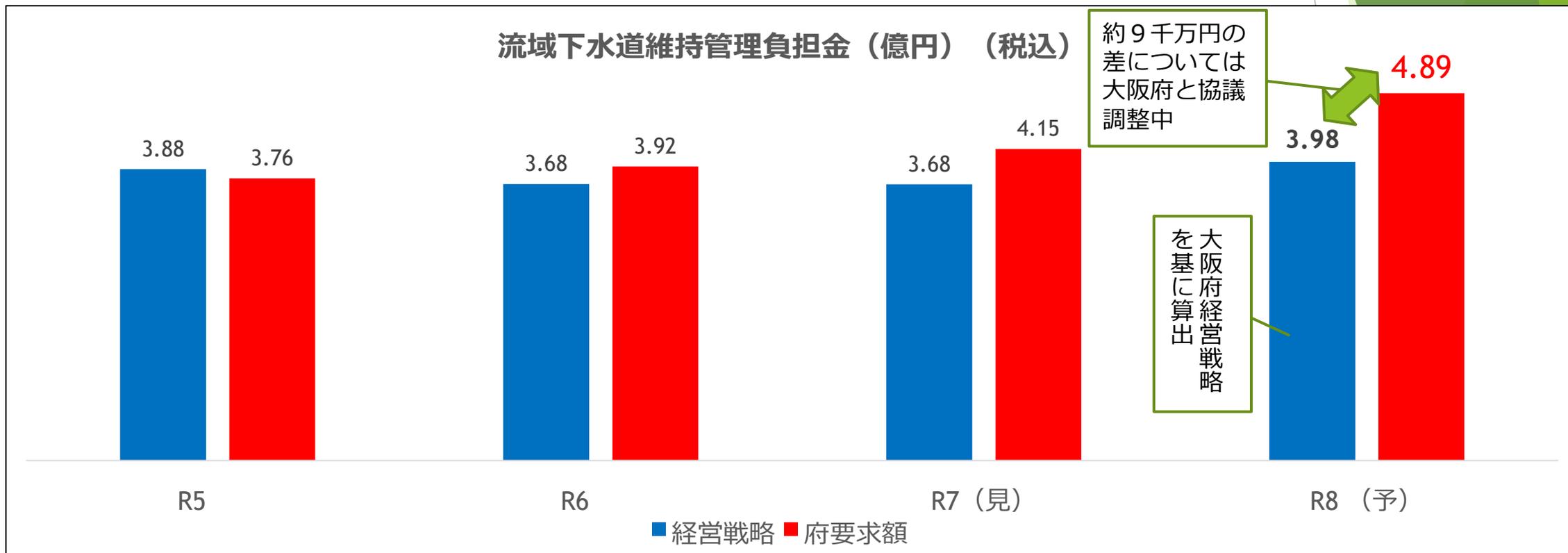
※三津屋川（雨水）幹線改築工事についてはストックマネジメント計画に含まれる。

※「その他」には、ポンプ場施設改良工事、各計画変更事業、柵設置工事、路面復旧工事等が含まれる。

流域下水道維持管理負担金について

【流域下水道維持管理負担金とは】

家庭などから出た汚水は市の下水道管を流れて、大阪府が管理、運営する水みらいセンター（下水処理場）で処理されます。その維持管理費用については、負担金として構成市町村から大阪府に支払っています。



【経営戦略及び下水道使用料改定算定数値とのズレ】

本市では、大阪府が策定した経営戦略（令和5年度改定版）の流域下水道維持管理負担金を基に、下水道使用料の改定率を算出し、本市の経営戦略を見直しています。しかし、大阪府の計画は人件費等の高騰を理由に毎年、負担額が増える内容に修正されており、その影響で本市の経営状況にも大きな影響が生じています。この経営戦略からの増加額については、引き続き大阪府と協議調整中です。

(4) 経営の健全化

※このページ以降の指標は流域下水道維持管理負担金を大阪府要求額で予算計上した場合の数値

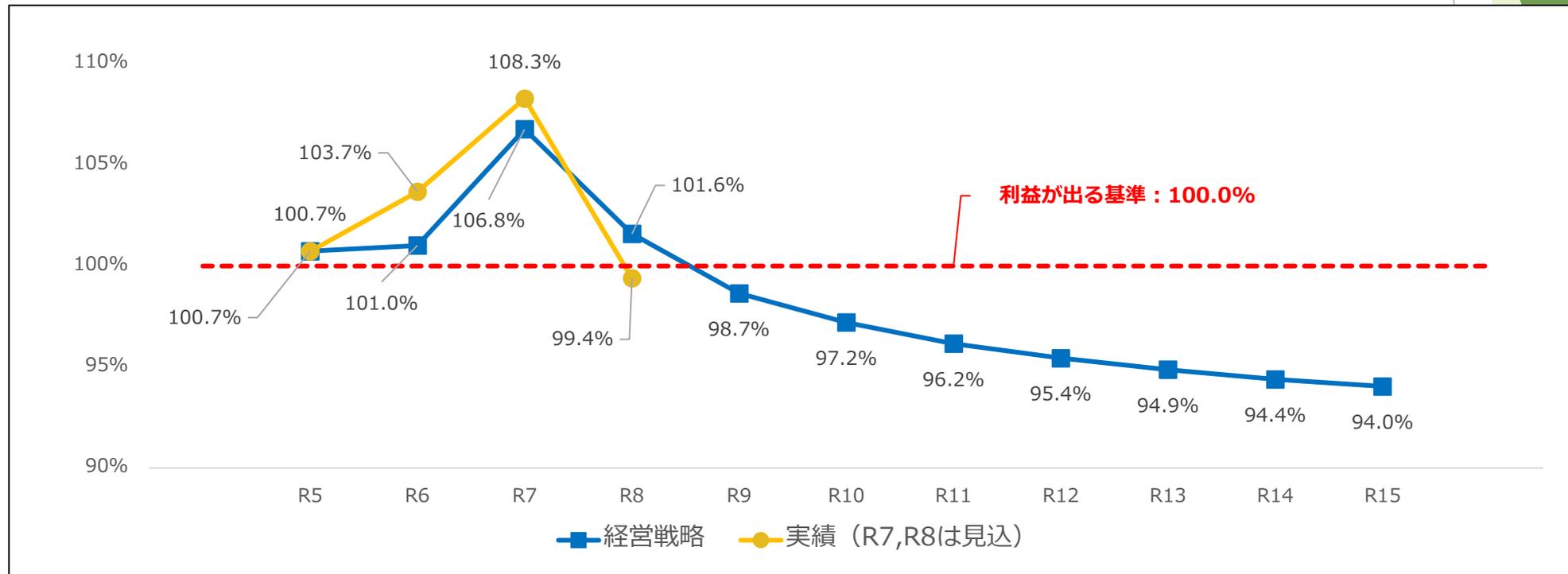
【経常収支比率 (%)】

<計算式>

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

<指標の意味>

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。



【経費回収率（%）】

<計算式>

下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分除く）×100

<指標の意味>

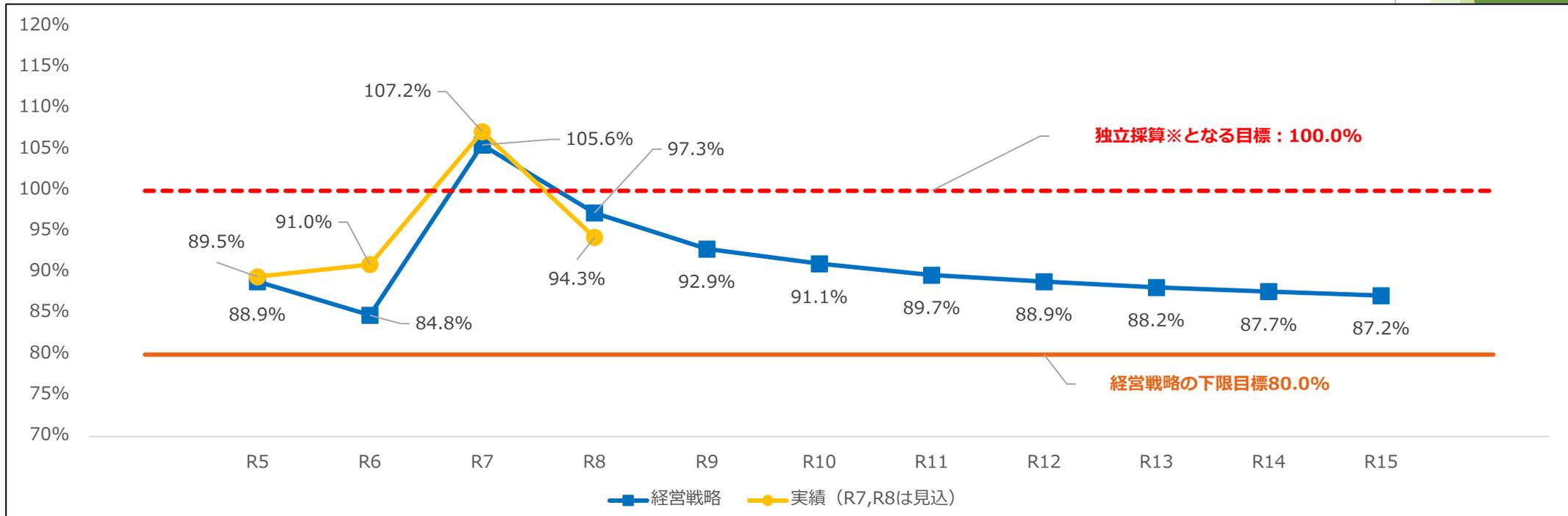
汚水処理に係る経費を下水道使用料収入でどれだけまかなえているかを示す指標。100%を下回っているということは、一般会計繰入金に依存した経営状況を表す。

※独立採算について

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。

※経営戦略の下限目標について

経費回収率が80%を下回ると、国からの社会資本整備総合交付金が交付されない可能性がある。



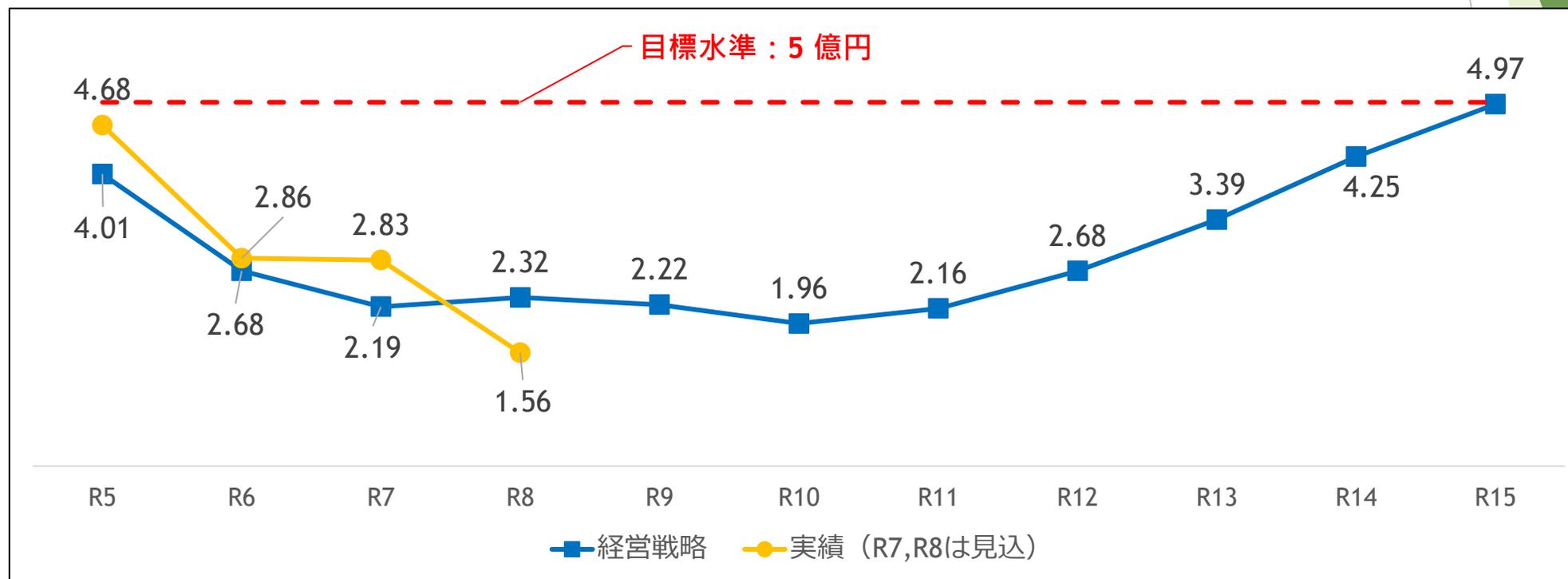
【現金預金残高（億円）】

●現金預金残高について

令和15年度末残高の目標残高は5億円。

<目標水準>

- ・年度使用料収入の半年分相当。
- ・年度の建設改良費相当。



【一般会計繰入金】

●繰入金について

下水道事業は汚水処理費については下水道使用料で賄い、雨水処理費等については公費（税金）で賄うべきものとされている。

➡雨水公費汚水私費の原則

公費は総務省が定める繰出基準（**基準内繰入**）に基づいて、一般会計繰入金（財源は税金）として下水道事業に充てられるが、それだけでは経営が成り立たない場合、**基準外繰入**が充てられている。基準外繰入が多いと教育や福祉等の本来の市の行政サービスの財源が少なくなる。

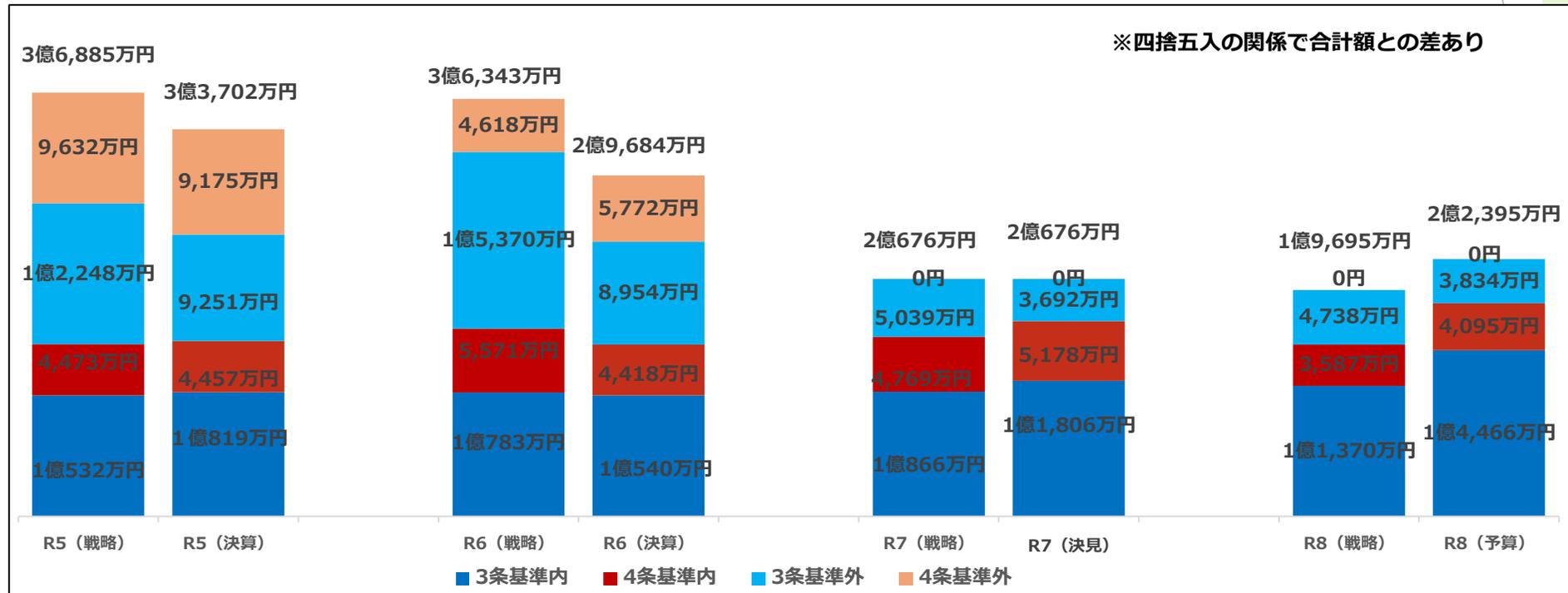
※3条（予算）と4条（予算）とは

公営企業は3条予算と4条予算の2本立てになっており、2つの予算の収支バランスを検討する必要がある。

（3条予算でお金を貯めて、4条予算に充てる。）

3条予算 ➡ 日々の事業活動の損益を表すもの。

4条予算 ➡ 将来の事業活動を支えるための投資を表すもの。



2. その他

- (1) 大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第3期）について
- (2) 下水道管路施設のマネジメントについて

(1) 大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第3期）について

本市の下水道施設を、官民連携により包括的に維持管理する業務の優先交渉事業者を決定しました。

【ポイント】

- ・本市では、平成27年度から包括的民間委託を導入しており、現在は第2期（令和3～令和7年度の5箇年）業務で、施設の維持管理を行っている。
- ・国のPPP/PFI推進アクションプランにより導入拡大を進めている「管理・更新一体マネジメント方式（水の官民連携）」を導入。
- ・業者選定は、民間からの技術提案を重視し、公募型プロポーザル方式を採用。
また、近隣の河内長野市と共同発注を行い、広域化・共同化によるスケールメリットを取り入れた。

履行期間： 令和8年4月1日 ～ 令和18年3月31日（10年間）

契約金額： 契約交渉中

業務内容： ①統括管理業務
②日常的維持管理業務
③計画的維持管理業務
④ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務
⑤計画策定業務
⑥実施設計業務・改築工事



業務の履行中も、シナジー効果が生じるよう両市で連携し、
予防保全型の維持管理と市民満足度の高い下水道サービスに取り組んでいきます。

(2) 下水道管路施設のマネジメントについて (1/2)

近年の大規模陥没事故を踏まえて、「下水道管路マネジメントのための技術基準検討会」が設置され、今後の下水道管路のマネジメントに関する技術基準が議論されています。

【第5回検討会（令和7年12月18日開催）】ならびに中間整理の内容
（国土交通省HP資料より抜粋）

2. 点検・診断に関する基準等

(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準

- 箇所毎に健全度を評価するとともに、明確な診断が難しい状態の区分を設定
- 鉄筋コンクリート管の診断基準を見直すとともに、シールド管の診断基準を設定

(2) 「メリハリ」をつけた点検

- 「重要管路」は、頻度を明確化、方法を高度化し、健全度Ⅲ箇所は更に高頻度化
- 「枝線」は、要注意箇所の高頻度を明確化し、それ以外は適切な頻度で監視

(3) 診断の質の確保

- 必要な知識や技能を有する者が診断することとし、技術者の能力向上を促進

診断区分の見直し(案)

これまでの区分			区分の見直し(案)		
緊急度区分		対応の基準	健全度区分		状態
I	重度	速やかに措置が必要	IV	緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	III	早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	II	要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要がある、措置を講ずることが望ましい状態
劣化なし	—	—	I	健全	構造物の安全性が低下していない状態
			診断保留	十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態※ ※ 対象施設の一部又は全てに渡り診断を確定させられない状態(既存の施設等を最大限活用しても管内水位を下げるができない状態等)	

「メリハリ」をつけた点検

点検	重要管路		枝線	
	要注意箇所	3年や5年に1回以上	要注意箇所	5年に1回以上
頻度	要注意箇所以外	10年に1回以上	要注意箇所以外	リスク等を踏まえ適切に頻度を設定
	健全度Ⅲと診断された箇所	上記より更に高頻度化		
方法	複数手法を組み合わせ高度化		概略点検を含め適切に実施 末端の取付管等は、 時間計画保全や事後保全の考え方も参考に効率的に更新	

(2) 下水道管路施設のマネジメントについて (2/2)

近年の大規模陥没事故を踏まえて、「下水道管路マネジメントのための技術基準検討会」が設置され、今後の下水道管路のマネジメントに関する技術基準が議論されています。

【第5回検討会（令和7年12月18日開催）】ならびに中間整理の内容
(国土交通省HP資料より抜粋)

3.構造に関する基準等

(1) リダンダンシー(多重性)の確保

- 災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げるできない箇所で、複線化等による多重化を原則化

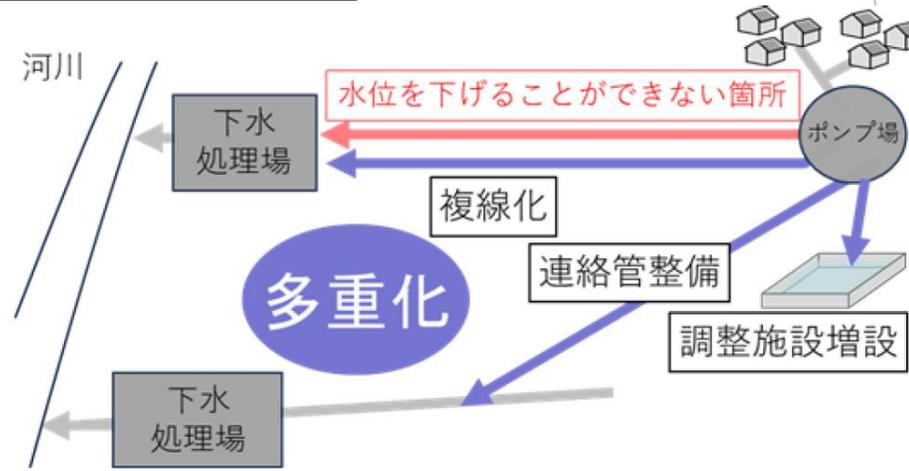
(2) メンテナビリティ(維持管理の容易性)の確保・向上

- 改築の機会を捉え、マンホールの間隔や構造を見直す等、維持管理の容易性を確保・向上することを原則化

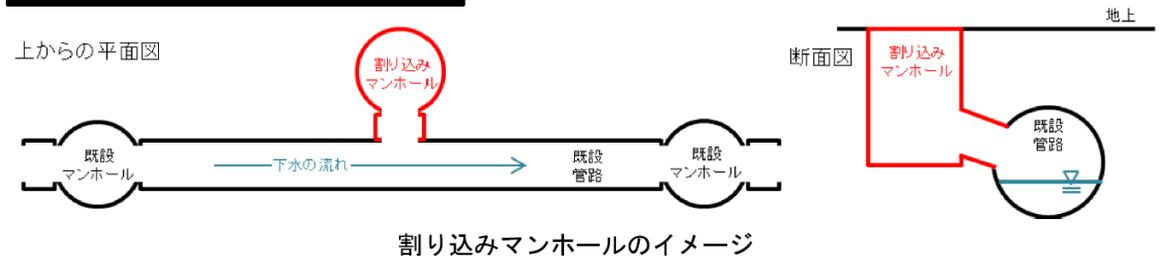
(3) 要注意箇所への対策

- 新技術の活用を含め対策の実施を強化

リダンダンシー確保の取組例



メンテナビリティの確保・向上例



⇒ 国は、令和8年秋頃を目途に最終整理をする方針であり、本市においても、内容を注視しつつ、より安全な管路施設のマネジメントに努めていきます。